



公益社団法人 横浜中法人会

緊急事態宣言に対応した勤務体制について

各 位

日頃は、法人会活動に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、1月7日、神奈川県を含む一都三県に、「緊急事態宣言」を発令致しました。

このような状況下、事務局では、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制、職員、関係者の感染リスクの軽減を図る観点から、1月12日より、2月7日（予定）までの期間、業務を縮小しての運営とさせて頂くことになりました。（令和3年1月5日の正副会長会にて了承）

現在、事務局は、主に令和2年度事業の取り纏め、新年度事業の計画、情報提供等に取り組んでおります。

今後も、皆様のお役に立てるよう体制の整備、事業再開に向けた諸準備、自己研鑽に努めます。皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

- ・事務局運営時間：10時30分～15時30分

※時間につきましては、状況により変更する場合がございます。

- ・勤務体制：在宅勤務パソコンのリモート（遠隔操作）を含め交代で出勤

※職員は、10時30分と15時30分に総務委員長・事務局長にメールを送信

※事務所は、閉所いたしません。

【事務局】公益社団法人横浜中法人会 TEL 045-662-6433
FAX 045-641-8222